

【本省】

厚生労働省本省温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成18年度目標	
		(単位)		(13年度比)
公用車燃料	t-CO2	257	198	-23%
施設のエネルギー使用	t-CO2	9,628	10,025	4%
電気	t-CO2	8,133	8,697	7%
(電気使用量)	kWh	21,514,703	19,693,899	-8%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.756	0.485	-36%
電気以外	t-CO2	1,495	1,328	-11%
その他	t-CO2	0	0	
合計	t-CO2	9,885	10,222	3%

(注) 平成16年度の電気の排出係数については、上記の排出係数を用いている施設のほか、上石神井庁舎及び中央労働委員会事務局においては、0.378を用いている。

○主な削減対策と削減量

【中央合同庁舎第5号館（厚生労働省部分）及び社会保険庁】

- ・設備改修等ハード対策
 - (1) 執務室内の照明のインバーター化 172 t-CO2
 - (2) 空調用ポンプ、給排気ファンのインバーター化 82 t-CO2
- ・運転・管理等ソフト対策
 - (1) 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む) 625 t-CO2
 - (2) 昼休み一斉消灯、窓際消灯等 262 t-CO2

【上石神井庁舎】

- ・運転・管理等ソフト対策
 - (1) 冷暖房運転時間の短縮 94 t-CO2
 - (2) クライアントパソコン等のこまめ対策 61 t-CO2

【中央労働委員会事務局】

- 運転・管理等ソフト対策
 - (1) エレベータ運転休止時間の設定 9 t-CO2
 - (2) 冷房時間等における窓、扉やブラインドの閉鎖の徹底 17 t-CO2

○推進体制

【中央合同庁舎第5号館（厚生労働省部分）及び社会保険庁】

- ①対策の実施責任者は大臣官房会計課長とし、対策の徹底を図るため、各部局の総務課長及び社会保険庁総務部総務課長で構成される委員会を設置する。
- ②会計課管理室において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握する。
- ③大臣官房会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

【上石神井庁舎】

- ①対策の実施責任者は庁舎管理責任者である労働市場センター業務室長とし、対策の徹底を図るため、労働保険徴収業務室、労災保険業務室、および労働市場センター業務室で構成される委員会を設置する。
- ②労働市場センター業務室において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③委員会では、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各室にソフト対策の強化を指示する。

【中央労働委員会事務局】

- ①対策の実施責任者は事務局総務課長とし、対策の徹底を図るため各課室の課長補佐で構成される委員会を設置する。
- ②総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策を行うとともに、各課室にソフト対策の強化を指示する。